

遼金時代の法典編纂(下)

徳 永 洋 介

はじめに

1. 遼朝の成立と中国法(以上, 上編)
 2. 重熙条制と咸雍条制
 3. 金朝前期の法典編纂 - 制と律 -
 4. 明昌律義から泰和律義へ
- おわりに - 刑統学の成立 - (以上, 下編)

2. 重熙条制と咸雍条制

乾亨四年(982)九月、聖宗がわずか十二歳で即位したとき、遼朝は重大な岐路に立たされていた。生母の承天太后蕭雅雅克(燕燕)が「族属雄強にして、辺防いまだ靖からず」⁵¹⁾と側近たちに漏らしたとあり、宗室や外戚のなかに公然と権力をねらう者がたびたび現われただけでなく、保寧十一年(979)に北漢が宋に滅ぼされてからは、対外関係も一気に緊張の度を増していた。『遼史』の編纂者は、「遼の諸帝のなかで時宜に適した法の運用を行い、礼制に帰着させた点では、景宗と聖宗だけが優れている」⁵²⁾と称えているが、景宗は精神錯乱に冒され、後を襲った聖宗にしても甚だ精彩に缺ける人物であり、実権は景宗の皇后蕭雅雅克とそれを輔弼した漢人の有力者韓徳讓の手中にあった⁵³⁾。

こうしたなか、聖宗即位の翌年四月に唐律の契丹語訳を作成させた蕭皇太后は、六月に統和と改元すると、国号を遼から契丹に戻した⁵⁴⁾。契丹国家が住民の種別を問わず適用される法律として漢法を採用したのはちょうどこの頃のことと考えられる。法制に限って言えば、漢化路線を明瞭に打ち出しておきながら、かつて太宗が中原王朝化をめざして掲げた遼という名称を捨て、契丹の旧名に復するという一見矛盾した挙に出たのである。積年の拡張政策にもかかわらず、抜本的な内政の整備を棚上げにしてきた契丹政権としては、あえて中原王朝を標榜して宋と正統を争うよりも、一刻も早く専制権力を確立し、遊牧地帯と農耕地帯をあわせた複合国家にふさわしい体制づくりを急ぐ方がはるかに現実的であったに相違ない。事実、統和二十二年(1004)に宋との間で結ばれた澶淵の盟は、その後の遼朝のあり方を大枠で確定したばかりか、

内政の安定にとっても決定的な役割を果たすことになる⁵⁵⁾。

ならば遼朝は新たな体制づくりにあたり、なぜ漢法を一律に適用する道を選んだのだろうか。北宋後期の晁補之はこの点で興味深い情報を提供してくれている。

契丹の旧法を以てこれを言えば、(中略)漢人を殺すとも、牛馬を以てこれを償わしめて誅さず。蕭氏に迨び、乃ち始めて漢人を徙して益ます北居せしめ、しかも契丹・奚・渤海の民を以て幽薊に雑処せしめれば、漢人を殺す者には、人を殺すの罪の如くす。自ら漢人の子孫の懐くべきをおもえばなり。(『鷄肋集』巻24、上皇帝論北事書)

彼によれば、承天太后の治下、漢人の北方への移住がかつてない規模で進められる一方で、幽薊地方でも漢人と契丹・奚・渤海の各族の雑居がさらに進行したところに、この時の改革の主要な理由があったという。南京道に属する幽薊地方はもとより、遼の全住民に占める漢人の比率を考えれば当然の措置とはいえ⁵⁶⁾、この施策で見落とせないのは、漢人住民が有する人的にも物的にも豊富な資源を今後も安定して確保してゆくためには、彼らの不満を募らせる法的格差を放置してはおけないという政治判断であった⁵⁷⁾。

「遼の世、同罪にして論を異にすること蓋し多かりき」(『遼史』巻61、刑法志上)とは、遼制の通弊を端的に表現した言葉である。承天太后が敷いた新路線は、異類間の紛争処理という限定付きながら、司法行政に画一的な規準を打ち立てることで政権基盤の安定を図ろうとしていた⁵⁸⁾。しかし、この種の議論で必ず取りあげられる事例、つまり契丹人と漢人との間で殺人が起こったばあい、契丹人が漢人を殺しても家畜による賠償で済ませ、逆に漢人が契丹人を殺害すれば、斬刑に処し、その親族を奴婢とする従来慣例は、滋賀秀三氏の指摘するように、国家が定めた「『条制』の規定の及ばない分野において、契丹人(およびその他の遊牧民)は彼らの慣習によって、漢人(およびその他の農耕民)は律令によって生活を規制されていた」⁵⁹⁾結果なのだろうか。漢人にとって一方的に不利な法慣行が広く行われていること自体、国家の容認なくしてはありえないからである。

遼朝がいくら部族固有の慣習や漢人の律令を尊重したと言っても、そうした規範が真に効力を持つのは本来なら風俗習慣を享有する集団のなかにとどまるはずである。法の属人主義は、異なる起源や習俗を持つ人々がひとつの国家や社会を形成するとき生まれざるを得ないものだが、国家の存立や利害に関わる領域では、その自律性にも限界があるのがふつうである。この点では契丹政権も例外ではなく、必要に応じて法制を整備していかねばならない事情に変わりはない。ただ問題なのは、契丹国家を構成する集団相互の孤立性を反映して、初めは制定法の守備範囲が著しく限定されていたことである。

穆宗の応暦十二年(962)、国舅帳郎君蕭延之の奴の海里なるもの、拽刺秃里の年いまだ及ばざるの女を強陵せしも、法に文なきを以て、これに宮刑を加え、仍お秃里に付して奴と為す。因りて著して令と為す。(『遼史』巻61、刑法志上)

この事例が物語るように、聖宗が即位するまでの制定法は粗漏極まりなく、その内容もごく限られた分野でしか通用しないものばかりであった⁶⁰⁾。そのため、社会生活の現場では口承で伝えられる慣習や直接的な人間関係によって規律される場面は少なくなかったであろう。その点、毆殺事案に関わる上記の慣例などは、明らかに国家の利害に抵触するにもかかわらず、それが長く是正されずにきたのは、契丹人の政治的な優位を背景に漢人に不利益を強いていたためと考えるほかない。

他方、高橋学而氏は、漢城のない南京(燕京)を遼における都市建設の転換点と位置づけ、州県制の整備が格段に進んだ聖宗朝以後の都市プランでは、特定住民の居留区に代わり城坊制が都市区画として普及するとしている⁶¹⁾。太宗朝に獲得した燕雲十六州が遼の州県制や都市制度にかくも大きな変化をもたらしたとすれば、さきに挙げた晁補之の認識は改めて注目に値する。領内諸民族の雑居が進み、相互の関係が緊密さを増すなかにあつて、契丹国家はもはや改革を避けては通れない段階にきていたわけである。

このように、承天太后の漢化路線が国家体制の再編にも等しい企てだったとすれば、その基調となった漢法とはいかなるものだったのだろうか。余靖の証言に従えば、それはまず漢人の法律に立脚する規定ということになるだろうが、漢法が文字どおりの唐律なのか、それとも遼朝が準用してきた「律令」なのかと言うと、事柄はそう簡単ではない。すでに論じたとうり、契丹国家における唐制の継受は、おそらく五代政権で最も重視された『大中統類』などの刑法専門の書物を通じて行われたと推察される。実際、統和元年(982)の律文翻訳の効果はさすがに観面で、これ以降、『遼史』には「律」もしくは「漢律」として唐律を明確に意識した表現がにわかに散見し始める。たとえば、刑法志の一節に、

統和十二年(992)、詔して、契丹人の十悪を犯せしものも亦た断ずるに律を以てす⁶²⁾。
とあるのはその代表的な例であり、いちど漢法として盛りこまれた律条(名例第8条)を改めて契丹人にも適用すると明言した立法とみられる。また統和六年(988)には、漢人の李浩を無実の罪で殺した奚王に八議の議貴(名例第7条)を適用して罪過を赦している事例もあり⁶³⁾、表面的には、唐律の用語や概念が次々と取り入れられ、その多くが本来の用法からさほど外れない範囲で機能していたように見える。

民間に父母の在すも、別籍異居せし者あらば、鄰里の覚察するを聴し、これを坐す。父母に孝たりて、三世同居せし者あらば、その門閭を旌す⁶⁴⁾。

これなどは、別籍異財を禁じた戸婚律第6条に若干の補足をした条項と、唐代でも珍しい三世同居の旌賞⁶⁵⁾をことさら法文形式にしたてた部分をまとめて記しているが、その内容は概ね唐制の枠内に収まるといってよい。おそらく、それまで治下の漢人社会で「律令」として言及されてきた法実務の積み重ねが、ここに律の正本を得ていち早く結晶したものと考えられる。律文がもともと漢人居住地の拠点、南京から上進された事実と併せて銘記しておくべきである。

しかし、いくら唐制に倣おうとしても、中原王朝とは起源も来歴も異なる住民を多く擁する契丹国家では、同じ用語や規定でも実際の理解のされ方や運用方法に一定の懸隔を生じるのは致し方なかった。八議の導入にあたり、やはり刑法上の特典に関わる八縱という概念が別途できたり、籍没法が契丹独自の隸民制度と結びつき特異な発展を遂げた⁶⁶⁾のは、氷山のほんの一角に過ぎない。澶淵の盟が結ばれた統和二十二年(1004)、つまり宋の景德元年に使者に立った李繼昌は、契丹の漢化政策が唐制の継受を強く志向しながらも、結局は似て非なる遼朝独自のかたちに行きつくほかなかったと伝えている。

契丹頗る漢儀を遵用すれど、然るに多くはその国の法を雜^{まじ}う。上の人、変改せんと欲すといえども、しかるに俗は易うべからざるなり。(『長編』巻58、景德元年十二月丁酉)
さらにその二年後、同じく宋の使者を務めた李維も些かの驚きをこめてこう報告している。

又た言わく、蕃法極めて厳しく、罪の死なる者は必ず屠割せられること惨毒たり。その主嘗て云わく、契丹は乃ち禽獸なり、漢人と同じく文法を以て治むべきにはあらざるなり、と。(『長編』巻64、景德三年十月乙亥)

遼帝聖宗がどのような考えでこのような発言をしたかは定かでないが、遼朝の法律が宋人にとってかなり違和感を覚えさせる性格のものであると当局者自身がはっきり認識していた証左となる。

遼が唐制をめざしながら、その受容や運用において大幅な変改を余儀なくされたとすれば、その実情についても些か触れておかねばなるまい。まず異類間の法的格差をなくし、同じ規準で紛争解決に臨むという方針はどうなっていたであろうか。『遼史』巻61、刑法志上は、この点で契丹人と漢人の間で起きた象徴的な事件を紹介している。

敵八哥が始めて薊州の王令謙の家財を窃み、覚らるるに及び、刃を以て令謙を刺し、幸いにも死せざるに至りては、有司擬して盜を以て論ずるも、止だ杖罪を加うるのみ。ここでは担当部門の擬罪どうり、強盜傷害がまさしく成立しており、本来ならばとうてい容認できる処断ではない⁶⁷⁾。おそらく契丹人の敵八哥は初犯でもあり、傷害致死には至っていないことから、天子直々に格別の恩情を施したというのであろうが、『遼史』の編纂者も「かくのごときは、重軽宜しきに適い、以て訓えを示すに足る」と賛辞を惜しまない。契丹人か漢人かを問わず一律に適用される法的規準の存在はいまや疑いないが、たとえ皇帝の判断であろうと、この種の変改が容易に行われ、さらには称賛の対象にすらなるところに、遼制の常とも言うべき「同罪にして論を異にする」特徴が垣間見える⁶⁸⁾。

他面、後世に与えた影響からみても見過ごせないのは、『遼史』刑法志に記す窃盜の再犯者に対する処罰規定である。

又た那母古なるもの、窃盜を犯せしこと十有三次なれば、皆な情の恕すべからざるを以て、棄市に論ず。因りて詔して、自今、三たび窃盜を犯せし者は、額に黥して、徒三年。四た

びすれば、則ち面に黥して、徒五年。五たびに至れば、則ち死に処す。

これも聖宗朝の法運用が宜しきを得ていた証しとして取り上げられる事例だが、興宗の重熙二年(1033)、徒刑に併科される入墨を顔面から頸部に改めるなど、入墨刑の大幅な改正を行ったのを機に、下記のような形式にまとめ直されることになった。

窃盜を犯せし者は、初めは右臂に刺し、再びせば左に刺し、三たびは頸の右に刺し、四たびは左に刺し、五たびに至らば、則ち死に処す。

遼制を嚆矢とするこの処罰法については、司馬光も「須ずしも籍を案ぜざるも、罪は掩すべからず」⁶⁹⁾と絶賛するほどで、元豊八年(1085)に北宋が盜犯に対して適用を決めた刺環もどうやらこれに倣って制度化された嫌いがある⁷⁰⁾。実に簡便な方法によって相当な治安効果を期待できるところが高く評価されたこの制度は、その後、元朝や明朝にも受け継がれ、前科者をいわば社会内で隔離する警跡人の制度とも結びつきながらさらに発展を遂げていった⁷¹⁾。

以上のように、一口に漢法といっても、それは唐制そのものではなく、主として唐律に依拠しながら整備が進められた独自の制定法をさす。具体的には漢人および異類間の共通法として、律を参照しながらその運用に変改を加え、適宜、単行法を制定していく方法を取ったため、これを組織的に集成・配列する作業はまったく後手に回るかたちとなった。単行立法を積み重ねる方式に頼るあまり、法令の不備や遺漏が十分に検証されてこなかったのである。このままで遼制に顕著な「同罪にして論を異にする」弊害は避けられない。統和二十六年(1008)に上京に赴いた宋の路振は、その帰朝報告のなかで幽薊地方で絶大な権勢を誇っていた聖宗の実弟耶律隆慶のふるまいに触れながら、

府を幽都府(南京)と曰う。光祿少卿郎利用、少尹たりて、判官・掾曹の属あり。民に小罪あらば、皆な関決するを得。人を殺して理あらざる者に至りては、則ちこれを隆慶に決す。喜びては積し怒りては誅すること、繩準なきなり⁷²⁾。

と評し、重罪案件になるほど、契丹有力者の恣意的な処断がまかり通る事態について不満を隠そうとはしない。この頃、儒術官僚として誉れの高かった邢抱朴が南京を中心に司法行政で活躍できたのは⁷³⁾、しかるべき制定法の裏付けがあったからにはほかならないが、法実務の現場では運用の準則そのものが等閑視されることも少なくなかった。遼制がこの種のジレンマから脱するためには、いまや相当数にのぼる法規を遺漏なく運用するための明確な指針を打ち立てること、つまり法典編纂を急ぐ必要があったのである。

こうした事情に鑑み、遼朝がようやく重い腰を上げたのは、聖宗の親政開始からさらに十数年を経過した太平七年(1027)七月のことであった。

中外の大臣に詔して曰く、制条中に遺闕及び軽重の中を失う者あらば、それこれを条上し、増改を議れ、と。(『遼史』巻61、刑法志上)⁷⁴⁾

これについては、別の箇所でも「当時、法令を更定すること凡そ十数事なれど、多く人心に合し、その刑を用いること又た詳慎たり」と記すように、とりあえず現行の法規を集めてはみたものの、実質的な検討作業には十分手が回らなかったのだろう。結局、その成果は、さらに遅れて『重熙新定条制』の纂修を待たねばならなかった。

興宗の重熙五年(1036)に成書した『新定条制』⁷⁵⁾は総計547条からなるもので、太祖以来の制定法を整理・集成し、これに「古くからの制度」とあるから、おそらく契丹社会の享有する慣習法も参考にしてできていた⁷⁶⁾。遼朝最初となるこの法典は、元末に『遼史』の編纂が行われた時には散佚していたらしく、刑法志はおよそこれとは直接関係のない政治闘争の記述にかなりの紙幅を費やしている。そのため、『新定条制』の内容はほとんど知り得ないが、遼の刑制はここにひとまず形式を整え、唐律の五刑を意識した死刑・流刑・徒刑・杖刑の四刑にまとめられた。もっとも、遼の流刑は主刑を構成しない⁷⁷⁾ので、刑罰体系は死刑・徒刑・杖刑を基本に構成され、それぞれの刑種についても、唐制や宋制とは相当な懸隔が生じていた⁷⁸⁾。

新しい法典は朝廷の官僚をはじめ、全国各地にもすぐさま頒行されたが、この新法を捉えて漢法と呼んだのは、ほかならぬ北宋の余靖が著した「契丹官儀」である。しかもそこでは、「凡そ四姓相い犯さば、皆な漢法を用い、本類自ら相い犯せし者には、本の国法を用う。故に別に契丹司を立て、以てその獄を掌らしむ」と記すとうり、新たに契丹司という専門の司法部門が設けられ、その運用に携わったと述べている。契丹司とは重熙十三年(1044)に設置された契丹警巡院⁷⁹⁾のことで、『遼史』巻112の逆臣伝上には、設置の事情に関わる興味深い話を載せている。

これより先、契丹人、法を犯さば、例として^{かなら}漢人が禁勘せば、枉を受くる者多し。重元奏して五京に各おの契丹警巡使を置かんことを請う。詔してこれに従い、賜うに金券誓書をもってす。

『重熙条制』のもとでは、契丹人であろうと漢法を適用され、しかも漢人官吏の取り調べを一方向的に受けねばならなかったことから、興宗の弟重元が上京・中京・東京・西京・南京の五京に契丹警巡院を置き、契丹人の利害を守るよう奏請して裁可されたのである。契丹人が漢法で裁かれるのは、もう一方の当事者に漢人もしくは異類に属する相手がいるからにほかならないが、ここで注目されるのは、『重熙条制』がもともと漢語で書かれた法典であり、これを用いた裁きでは漢人官吏の独壇場になったということである。契丹警巡院は、漢法や漢語には必ずしも明るくない契丹人の利害を守る観点から設置されたのである。契丹人の政治的立場を考えれば些か奇異にも映るが、この点で参考になるのは、北宋末期の宣和七年(1125)、金に派遣された許亢宗がかつて遼が東方経営の拠点としていた黄龍府にほど近い地点で目にした事実である。それは遼朝がまだ強大であった頃、この付近にさまざまな民族を移住させたため、相互に言語が通じず、漢語を用いてようやく意思の疎通ができたというのである⁸⁰⁾。この史料につと

に着目した太田辰夫氏は、遼金時代には母語を異にする諸民族の間でも卑俗な漢語が共通語として使われていたと主張する⁸¹⁾。ことの是非はともあれ、金代の訳史や通事にあたるポストが著しく不備な状況では、行政の現場における漢語の優越性は如何ともしがたかったに相違ない。事実、警巡院においても、契丹人の影響力は急速に影を潜め、漢人官僚が活躍する司法機関として新たな展開を迎えることになる⁸²⁾。

ちなみに、契丹警巡院が創立された重熙十三年は、統和二十五年(1007)の中京大定府の建設に続き、雲州に西京大同府が置かれ、遼の五京がすべて出揃った時期にあたる。河上洋氏は、中京は契丹政権が漢地経営のために設けた中継地もしくは巡幸拠点であり、契丹本營の上京と中原に対する前進基地たる南京を結ぶ対宋拠点としての役割が設置の第一義的な目的であると論じ、このことは興宗の西夏遠征が行われた際に置かれた西京にもあてはまるのではないかと推測している⁸³⁾。

毎歳正月上旬に、車駕啓行す。宰相以下、中京に還りて居守し、漢人の一切公事を行遣す。官僚を除拜せんには、止だ堂帖を行いて権差し、行在所に会議するを俟ちて、旨を取り誥敕を出給す。(『遼史』巻32、營衛志中、行營)

これなどは宮廷が移動するのが当然の遊牧君主にとって、とりわけ中京が漢人支配に欠かせない文書を保管し運用する中枢機関であった明証となる。遼の五京は農耕定着民を統治する拠点都市であり、州県制のなかでも特殊な行政単位をなす。その五京のすべてにおいて、『重熙条制』の頒行からほどなく警巡院が設置され、新法の運用にあたった意義は改めて注意されねばなるまい。

さて、承天太后の法制改革が『重熙条制』の纂修でひとまずの区切りをつけると、次に問題になるのは、いちど編纂された法典の内容をいかにして修正・追加していくかということである。遼朝はその方法として相変わらず単行立法を行うことで対処していたらしい。「諸て」の書き出しで始まる下記の例などは明らかにそうした追加法を意識している。

i) [重熙九年(1040)十二月辛卯] 詔すらく、諸て、法を犯せし者は、官吏たるを得ず。諸て、職官、婚祭にあらざれば、沈酗して事を廢するを得ず。民を治め辺を安んずるの略ある者は、悉く具さに以て聞せよ。(『遼史』巻18、興宗紀1)

ii) [清寧四年(1058)] 秋七月辛巳、制すらく、諸て、内蔵庫を掌るの官、兩貫以上を盗みし者は、奴婢の告ぐるを許す。(『遼史』巻21、道宗紀1)

これら追加法が累積すれば、既存の法典に手直しを加えるか、または別途それだけを集成する必要が出てくる。重熙二十年(1051)に「条制を更定」したのはまさしく前者の例といえようが⁸⁴⁾、興味深いのは、これまで一定の距離を保ってきた部族法の内容をも積極的に取り入れる動きが見られたことである。

[清寧]二年(1056)、諸郡の長吏に命じて、諸部の例の如く、僚属と共に罪囚を決し、獄中

に枉死するを致すなからしむ⁸⁵⁾。

こうした官員の合議制による裁判のしかたは、宋代の聚録制度と交錯しながら、元代の円坐署事の制に収斂していくものと思われる⁸⁶⁾。裁判制度の改革はこれのみには止まらず、死刑案件という条件つきながら、地方官への大幅な権限委譲が断行されただけでなく⁸⁷⁾、近隣官府による覆審制度も格段に整備された⁸⁸⁾。本来は律を参酌して編成されてきた条制がここきて部族制の規範をも利用しながら必要な法規を補充していこうとする勢いを示した意義は見過ごせない⁸⁹⁾。

道宗の咸雍二年(1066)、契丹国家は国号を再び遼と改めると、新たな条制、いわゆる『咸雍条制』の編纂作業に着手した。それは、承天太后が名を捨てて実を取ったのに対し、再び中原王朝として名分を正そうとする企てであり、なかば漫然と行われてきた唐制の継受においても新たな展開をもたらした。

帝、契丹・漢人の風俗同じからざるも、国法は異施すべからざるを以て、ここにおいて惕隱の蘇・枢密使の乙辛らに命じて、条制を更定せしむ。凡そ、律令に合する者は、具さにこれを載せ、その合せざる者は、別にこれを存す。(『遼史』巻62、刑法志下)

刑法志はこの記事を咸雍六年(1070)に繋げているため、一般にはこの法典の編纂は同年に始まるものとばかり理解されてきた。しかし、惕隱の蘇こと耶律良が編纂者に就任したのは咸雍二年であり、その年のうちに死亡しているから⁹⁰⁾、『咸雍条制』は咸雍二年に纂修を命じられ、同六年に成書したものと見なければならぬ。そのうえ、契丹人が漢人かの別なく条制は一律に適用されるべきものという道宗の主張は、遼朝がかねて堅持してきた路線を改めて強調しただけで、必ずしも遼の二元的統治体制の解消を意味するものではない。むしろ重要なのは、「律令」とあるから、直接には『重熙新定条制』に合致する法規をその正文とし、これと合致しないものを別枠にまとめる方法を取ったことである⁹¹⁾。体系の異なる法文をあえてひとつの法典に併存させることで、統一政権としての体面を保つ意図があったと見るべきだろう。

この結果、『重熙条制』のうち窃盜条項に改訂を加え、重複する2条を削除して545条に整えたのち、律から新たに取った173条と新たに定められた法文71条をあわせた総計789条からなる法典が完成した。これにはその後も手が加えられ、おそらく咸雍年間(1065-74)のうちに総数1,000余条にもものぼる大部なものに膨れあがった。追加法の整理・分類はその後も適宜行なわれ、太康年間(1075-84)の立法も、律と条例(条制)との対校を経て36条を増補したのに続き、太安三年(1087)にはさらに67条が追加された⁹²⁾。『咸雍条制』は成書から間断を置かず、ほぼ毎年のように法の追加・修正をしていた計算になる。単行立法を繰り返しては、唐律および現行の条制との調整作業を絶え間なく続けたのである。金代の法制の特徴として滋賀氏が挙げる「王朝の現行法たる『制』に対して典籍としての『律』が補充的機能を持つという二重構造」⁹³⁾は、実質的にこの時点でその原型を現わしていたとみてよい。

ところが、太安五年(1089)、今度は如上の法典をすべて廃止し、旧法たる『重熙条制』に引き戻す決定が下された⁹⁴⁾。編纂者がその意図を正しく理解できていなかったため、法令が複雑煩瑣になり、行政の現場でも弊害を生じたというのが表向きの理由であった。

条約既に繁ければ、典る者すら徧く習うあたわず。愚民も避くる所を知るなし。法を犯す者衆く、吏は因縁姦を為すを得。(『遼史』巻62、刑法志下)

これを遼が二元的統治体制を改め一元的な支配を志向して挫折した事件と解するか否かはさておき、ちょうどこの頃、宋の賀正旦生辰使として燕薊地方を訪れた蘇轍⁹⁵⁾が貴重な証言を残しており、この間の事情を知るうえで参考になる⁹⁶⁾。

北朝の政の、契丹には寛やかなれど、燕人を虐ぐるは、蓋し已に旧し。然れども、臣ら山前の諸州に祗候せる公人に訪聞するや、止だ是れ小民の争鬪殺傷の獄のみには、則ち此の弊あり。燕人の強家富族に至りては、かくの如きには至らざるに似たり。

契丹人と漢人との法的格差はすでに解消していたにもかかわらず、現実には一握りの有力者を例外として、多くの漢人住民がいまだこの種の不平等に苦しめられていた。それでも何とか平穏を保っていられるのは、冬場に契丹人が遊牧生活にともなう季節移動のために燕地を離れ、相互の接触がなくなるからに過ぎない。蘇轍はさらにこうも指摘する。

兼ねて法令明らかならざれば、昧を受けて獄を鬻ぐこと、習いて以て常と為すは、蓋し此れ夷狄の常俗なり。その朝廷・郡県の若きも、蓋し亦た粗ぼ法度あり。上下維持すれば、いまだ離析の勢いあらざるなり。

遼朝ではごくきめの粗い法規しか用意されていないのに、それすら周知徹底せず、不正が横行するありさまでは、もしも国家の統制力に翳りが生じたばあい、不測の事態すら懸念されるというのである。

法律が煩雑に過ぎると、法文の勝手な解釈や乱用を許すことは、中原王朝においてもしばしば指摘される事柄である。しかし、唐律の502条に二倍する程度の法文しかない遼の条制がこの種の弊害の温床になるという不満は矛盾して見える。さほど多くもない法令が契丹人には煩瑣で厄介な代物とされ、漢人社会にはそうした現行法の恩恵すらなかなか実感できない。まして同じ漢人であっても富と権力がものを言うのであれば、「罪同じくして論を異にする」弊害は収まろうはずがない。本来、条制は漢人を対象として漢語で書かれた法典であり、その限りでは契丹社会にも何ら影響はない。ところが、契丹警巡院の設置に関連して述べたように、これが共通法という性格を持ち始めると話は変わってくる。もともと漢語や中国法に馴染みの少ない契丹人にとって、漢人官吏に完全に握られたかたちの条制は、自らに不利益をもたらすものと映っても不思議ではない。まして成雍以降の法典編纂において、従来とは比較にならない規模で唐律の受容が進み、ただでさえ「文辞古質にして、看覧する者以て詳明しがたし」とされる法規を前にしたとき、その複雑難解さは契丹社会の不安をことさら募らせたのではなからう

か⁹⁷⁾。

道宗朝は耶律乙辛のもとで、皇帝権力の確立に向けて徹底した集権政策を断行した時代である。法典編纂の担当者の落度がもとで、咸雍以来の条制が弊害ばかり生じたとは、纂修を主宰した耶律乙辛への責任転嫁にほかならない。彼自身は皇太子を死に追いやったことが災いして太康五年(1079)に失脚するが、その与党は政府部内に根強く残り、最後まで一掃されなかったという⁹⁸⁾。『重熙条制』の復活は、契丹政権の部内対立が両竦みに陥るなかで講じられた妥協の結果でしかなかったのである。現に蘇轍たちは遼で起きた政変に関して、かなり正確な情報を把握しており、領内の漢人にばかり依存して権力基盤を固めようとする皇太孫燕王の姿勢にははっきり難色を示していた⁹⁹⁾。事実は彼の予想どおり、即位して天祚帝となった燕王は、人心の収攬に失敗して国を滅ぼした。かくして遼が営々と築きあげながら十分な成果を挙げずに終わった条制は、続く金朝に受け継がれ、そこで新たな役割を演ずることになる。

3. 金朝前期の法典編纂 一制と律一

金末の士人として知られる劉祁は、のちに故郷渾源の隱棲先で、金代の法制に関してあらまし次のような評価を書きとめている。

大抵、金国の政、遼宋を雑えるも、本国の法を全用するにあらざるは、百年を支持せし所以なり。然れども、その蕃漢人を分別し、且つ家政を変えずして、士大夫の心を得ざるは、此れ長久なるあたわざる所以なり。もし大定の後に宣孝の立つを得て、盡く中国の法を行い、明昌・承安の間、復び保守整頓して、以て後憂を防ぐを知り、南渡の後には、能く内に政令を修め、恢復を以て志と為さば、則ちその国祚も亦たいまだ必ずしも遽に絶えざるなり。(『歸潜志』巻12、辯亡)

かつて遼が支配した雲中地方で生を受けた漢人劉祁には、忻州秀容の出身で亡国の辛酸をともに舐めた元好問と同じく、金こそが中原王朝の正統であるという強烈な意識があった¹⁰⁰⁾。彼が哀惜する宣孝とは、夭逝した世宗の皇太子允恭のことで、中国文化を愛好し、女真語をほとんど解さなかったという¹⁰¹⁾。いち早く中国法の伝統に則った法典を整備し、十分な手直しを施す努力を怠っていないければ、金朝の運命は変わっていたはずだと論ずる彼の口調は、かの『泰和律義』の成立さえ遅きに失したと言わんばかりである。ことの是非はともあれ、劉祁に限らず、金末の士人たちの偽らぬ気持ちがある。この議論をひとつの道しるべにしなが、金代の法典編纂のあゆみを検証していくことにしたい。

劉祁によれば、金が曲がりなりにも百年の命脈を保てたのは、主に遼制や宋制をもとに法制を整備し、女真人に固有の規範をさほど持ちこまなかったからだという。収国元年(1115)の旗揚げからわずか十二年でマンチュリアから華北平原に及ぶ広大な領域を席卷した完顔氏の金

は、確たる権力機構を築きあげる余裕のないまま遼と北宋の後継国家となった。元来女真人の部族連合の域を出ていなかった金朝政権は、遼の支配地域を蚕食していく過程で、旧遼の官僚や在地有力者を積極的に活用しながら占領地の統治を実施していった。なかでも遼朝治下で科挙応募者が最も多く、漢人士人層の中心地だった燕薊地方を早期に獲得した意義は大きく、以後ここが華北経営の策源地となる¹⁰²⁾。のちに金から南宋に逃れた張棣も「金虜、国を有つの初め、法を立て刑を設くること、悉く遼制に従う」¹⁰³⁾と述べるように、金初の法制に遼制の影響が色濃く現われるのは必然であった。金初、杖刑に沙袋が用いられたのはその一端であり¹⁰⁴⁾、太宗の天会七年(1129)に制定された窃盜法にしても、遼の条制を踏まえたものであることは、もはや紛れもなかった。

詔すらく、凡そ窃盜、但し物を得たれば、徒三年。十貫以上なれば、徒五年、刺字して下軍に充つ。三十貫以上なれば、徒終身。仍お賊満尽命を以て面に刺字す。五十貫以上なれば、死とし、徴償すること旧制の如し。(『金史』卷45、刑志)

徒五年に付加される充軍を除けば、概ねは遼の咸雍六年(1070)に改訂を施された条文¹⁰⁵⁾にもとづいて書かれており、女真人の慣習法は賠償規定としてかろうじてその姿を止めるに過ぎない¹⁰⁶⁾。そのため、熙宗の天眷年間(1138-40)前後に金朝が取るべき法制のあり方が議題にのぼった時も、その焦点は遼の遺制をどう扱うかに絞られた。

朝廷、制度・礼楽を議るや、往々にして遼の旧に因仍す。宗憲曰く、方今、遼・宋を奄有したれば、当に前古を遠引して、時に因りて宜しきを制め、一代の法を成すべし。何ぞ乃ち近く遼人の制度のみを取るや、と。希尹曰く、^{なんじ}而が意は甚だ我と合するなり、と。是れより、これを器重す。(『金史』卷70、宗憲伝)

遼宋両朝の後継政権としてもなお、金朝はそれまでの遼制一辺倒からなかなか抜けられなかったのである。

他方、金の傀儡政権が実効支配していた河南・山東では事情はまったく異なっていた。それは天会八年(1130)から同十五年(1137)まで存続した劉豫の齊である。

[阜昌四年(天会十一年)]夏五月、戸部侍郎馮長寧・監察御史許伯通、什一税法条式三十二件・随法申明二十二件・諸律刑統疏義・阜昌敕法格式を刪修す。什一の法と兼ねて行い、文意の相い妨ぐる者は、税法に従わしむ¹⁰⁷⁾。

随敕申明を随法申明、『宋刑統』を『諸律刑統疏義』、そしておそらく『政和敕令格式』を『阜昌敕法格式』と言いついてはいるものの、新たに制定された什一税法¹⁰⁸⁾を除けば、実質はおおむね北宋の法典類の敷き写しであった。むろん、これも金朝の宗主権を前提にしたものに過ぎないが¹⁰⁹⁾、当該の地域で一貫して律(『刑統』)が行用されたことは、齊国の廃止にあたり、「齊国の自来創立せる重法は一切削去し、並びに律に依りて施行せよ」¹¹⁰⁾と明言するほか、天眷三年(1140)に河南を再び接收した際に、「用いる所の刑法は皆な律文に従うを約す」(『金史』

刑志)と改めて断っている例に照らしても明白であった。

金朝がこうした法の二元体制を解消して、全国一律の法典を編纂する契機となったのは、皇統二年(1242)に南宋との間で結ばれた和議であった。

皇統の間に至り、敕して学士院に下し、条例を討論し、天下に頒行せしむ。これを目して、皇統新制と曰う。千余条に近し。(『会編』炎興下帙 144 所引『金虜凶経』)¹¹¹⁾

こうして翌三年に頒行された『皇統新制』もしくは『皇統制条』は、おそらく守旧派の実力者宗翰が失脚した天会十五年(1137)頃から、入念な準備を経て成書したものであり、その編纂には韓企先ら燕京出身者が大きく与っていた¹¹²⁾。この法典については、金朝がそれまで公布した法規をもとに、遼制や宋制からも法文を取り入れ、果ては隋唐の法制まで採用したというのが触れこみで¹¹³⁾、一部の苛酷な刑罰規定を除けば、実態は律とさほど懸隔のないものだったとも伝えられる¹¹⁴⁾。『制条』は主に刑法専門の法令を集めたものを、ひとまず律の分類に従って整理・配列したすぐれて折衷的な編纂物だったのである。律がその後の法運用において依然として参照価値を失わなかったのはそのためであり、『金史』刑志が「皇統に制を頒つや、古律を兼用す」と記すように、現行法たる「制」を典籍としての「律」が補うという金制に特有の二重構造は、ここに始まると言ってもよい¹¹⁵⁾。

『皇統制条』が刑法中心の集成物であるとすれば、その基本となる刑罰制度にはこの法典の性格が如実に表現されていたはずである。幸い張棣の『金虜凶経』には、宋側からみて金の法律で重要と判断される事柄を簡潔にまとめてくれている。(1)死刑には斬はあっても、宋制の重杖処死法はないため、絞がそのまま処死の執行刑となる。(2)流刑は主刑に数えられないが、(3)徒刑は極めて独特な発展を遂げていた。折杖法で脊杖に読み替える宋制とは異なり、実際の労役に就かせるだけでなく、徒五年(杖二百)・徒四年(杖百八十)・徒三年(杖百六十)・徒二年(杖百四十)・徒一年(杖百二十)とそれぞれの級数に応じて杖刑が併科されたからである¹¹⁶⁾。この特異な刑制は、遼の『重熙条制』において、終身・徒五年・徒一年半の三段階の徒刑に、それぞれ五百・四百・三百の杖刑を併科したのを初見とするが¹¹⁷⁾、世宗の時に徒刑の改革を訴えた梁肅は、現行の徒刑が遼末の刑制をそのまま引き継いでいると断言する¹¹⁸⁾。とすれば、それは遼の咸雍以後の条制に明記された規定でなくてはならず、少なくとも刑制に関する限り、『皇統制条』には遼末の条制がはっきり痕跡を残していたことになる¹¹⁹⁾。さすがに沙袋は廃止されたものの、金の制条は明らかに遼の条制に系譜を持つ法令集として出発したのである。

『皇統制条』の登場は、それまでの雑然とした法のあり方を、法務に携わる官僚が現行法をいつでも閲覧できるように変えた。その反面、制条には法の増補・改訂に関わる明確なしくみが備わっておらず、法文の修改は同様の集成作業を繰り返すことで対応しなければならなかった。海陵王の正隆年間(1156-1161)に頒行した『続降制書』、世宗が政権発足時の混乱を收拾する目的で行った有事立法を集めた『軍前権宜条理』や『続行条理』¹²⁰⁾は、みなそうした編纂

物にほかならない。もちろん、これらの法令集は相互の効力や役割分担に違いがあるわけではなく、条文の内容が抵触する部分にも何ら手をつけないまま併用されたため、行政の現場に無用の混乱を招く結果となった¹²¹⁾。しかも随時に出される単行法令がこれに付け加わるのだから、その厄介さは筆舌に尽くしがたかったに相違ない。「自今、制に正条なき者は、律文を以て準と為せ」¹²²⁾と命じてみたところで、法文相互に生じた重複や矛盾は、容易に解決できるものではなかった。熙宗・海陵の二帝を評して「情に任せて法を用う」と言われるのは、彼らの性格の問題というよりも、こうした金制の不備に帰着されるべき事柄であった¹²³⁾。

金の法制が深刻な支障をきたすなか、新たな法典編纂に向けた真摯な取り組みが始まるのは、世宗もかなり後年の大定十九年(1179)六月のことであった。この作業は契丹人官僚の移刺慥が主宰して行われたが、その基本方針は以下のようなものだった¹²⁴⁾。

- (1) 『皇統制条』と『統降制書』を比較検討して、相互の矛盾・重複を解消する。
- (2) 単行法令(例)にあつて、制条に記載のない規定は、制条に取り入れる。
- (3) それでも必要な条文がなければ、律文から補う。
- (4) 制条にも律にも該当の規定がなく、判断に迷うばあいは、皇帝の判断を俟って条文を策定する。
- (5) 特旨条項と臨時措置法(権宜条例)からは、恒常的に適用すべき条文のみを永格として制文に記載し、残る条項は別の一本にまとめておく¹²⁵⁾。

既存の制条か単行法かを問わず、現行法すべてを対象として整理・検討を重ね、律文とのすり合わせをくまなく行ったのち、必要に応じて新たな条文も立法したのである。こうして大幅な法文の増補と書き換えを施し、全部で12巻1,190条の法典が完成したが、律12篇を明らかに意識したこの巻数にも、律の体系に即した編纂事業がかつてない規模で進められた状況が看取される。大定二十二年(1182)三月、『大定重修制条』と命名された新法典は、別途制定されていた「徒杖減半法」を附録して頒行された¹²⁶⁾。ここに『皇統制条』と『統降成書』は廃止され、『軍前権宜条理』や『統行条理』も一部を参考用に残して失効した。

『大定重修制条』は、金朝がそれまで蓄積してきた法律を徹底してふるいにかけ、律と密着したかたちで集成された刑法典であり、従来の制条とは面貌を一変させるものであった。律は依然として法務の参考に供されるにとどまっただけでも、制条が積年の旧弊を払拭した意義は大きかった。金の法制はようやく遼制の影響を脱し、独自の展開を遂げる転機を迎えたのである。章宗朝の刑制改革で少なからぬ役割を果たす徒杖減半法がこの新法典と組み合わせて施行されたのは、その一端にほかならない。

4. 明昌律義から泰和律義へ

章宗の宰相張汝霖が「本朝の法制、坦然として明白なれば、今ま已に著して不刊の典と為す。天下の人、聞誦せざるはなし」（『金史』巻83、本伝）とまで自賛する『重修制条』は、その後の法のあり方をめぐって重要な課題を投げかけた。それは「今ま聖旨・条理ありて、復た制条あらば、是れ姦吏をして以て軽重するを得しむるなり」¹²⁷⁾とあるように、制条と単行法の関係がまだ明確ではなく、法の追加・修正に関わる原則を早急に整備する必要が出てきたからである。たてまえとは裏腹に、制条を現状のまま運用するわけには行かない事情が早くも顕在化していたのである。

明昌元年(1190)、上、宰臣に問うて曰く、今ま何ぞ専ら律文を用いざるか。平章政事張汝霖曰く、前代の律と令とは各おの分あり。その令を犯すあらば、律を以てこれを決す。今ま国家の制・律は混淆せば、固より当に分かつべきなり、と。遂に詳定所を置き、命じて律令を審定せしむ。（『金史』巻45、刑志）

章宗が即位して翌年のこの対話から読み取れるのは、現行法を唐制の鬮みに倣って、律と令とに分け、刑罰法規と非刑罰法規の境界を明瞭にするとともに、混淆の著しい制と律の二重構造を解消することであった¹²⁸⁾。

律令の編纂は、まず制条に含まれる条格¹²⁹⁾を取り出して別途まとめておき、残った刑罰条項を改めて律文と対校する作業から着手された。

初め、詔して、凡そ条格の制文内に入りし者は、分かちて別巻と為す。復た詔すらく、制に律文と軽重同じからざる、及び律の無きところの者は、各おの校定して以て聞せ。屠宰を禁ずるがごときの類は、当に令に著すべきなり。これを慎みて忽せにするなかれ。律令一たび定まらば、更むべからざるなり、と。（『金史』巻45、刑志）

今朝は現行の制条を律と令のかたち一新し、恒久的な基本法典に変えようと意図したのである。このとき制文から分離された条格がのちの「泰和令」に収斂していく規定であることは言うまでもない。もっとも、令文の編纂が遅々として進まなかったのに対し、制と律の校定作業は、明昌三年(1192)に名例篇がまず終了し、残る諸篇の原案も間もなく完成する。のちに尚書省が奏議のなかで引用するところによれば、「制に在りては、名例内の徒年の律には、杖に決するの文なければ、便ち杖を用いざれ」とあり、制と律の混淆といわれる事態が多分に刑制のあり方に起因していたことを物語っている¹³⁰⁾。

明昌五年(1194)、こうして検討を重ねた新律の草案をもとに『明昌律義』の編纂が決定される。そのもととなった答申案には次のように書かれていた。

臣ら謂うに、今の制条を用て、時宜を参酌し、律文に準じて修定す。前代の刑書の今に宜しき者を歴採し、以て遺闕を補い、刑統の疏文を取りて以てこれを積し、著して常法と為し、名づけて明昌律義と曰う。別に権貨・辺部・権宜等の事を編みて、集めて敕条と為せ。

(『金史』卷45, 刑志)

ここで『律疏』と言わず、『刑統』と明言しているのは、この頃にわかに浮上した徳運説とおそらく関係する。それは金が遼ではなく北宋の正統を継ぐという主張であり、かねて宋制の継承を妨げてきた障壁を実質的に解消した¹³¹⁾。つまり上記の編纂方針は、それまで『宋刑統』を律と称して利用してきた現状をふまえたうえで¹³²⁾、その疏義を用いて法文に解釈を施す形式においても一定の実績があることを前提にしていたと見てよい。というのも、大定の『重修制条』が律条に忠実であろうとするあまり、制文に難解な語句が増えて問題になったとき、現実には依拠するに足る手引きは、「刑統疏義」を措いてほかにはなかったからである¹³³⁾。時の政府は何人にも理解できるよう、平易な法文に書き改めるよう命じてはいたが、律に劣らず古い疏義をもとに後世の手が加わった「刑統疏義」は、北宋でも「繁重鄙俚」と酷評されるほどで、甚だ扱いにくい側面があった¹³⁴⁾。見方を変えれば、『明昌律義』は本質に関わる部分で『宋刑統』の疏文にほとんど手をつけぬまま、律文を金の新律とそっくり入れ替える操作を行ったため、その範囲対象も自ずと唐律の枠組みに収まる事柄に限定されてしまった。律義の編纂が確定した時点で「敕条」を律の附録として設けたのは、律の制約に関係なく、時代の要請に応じた事項を盛りこむためだったのである¹³⁵⁾。

『明昌律義』は約六年の歳月をかけて承安五年(1200)に成書し、翌泰和元年十二月、その名も『泰和律義』と改めて頒行された¹³⁶⁾。世に言う「泰和律」である。その完成が遅れた背景には、遼の遺制を濃厚に残した刑制に代わり、唐律の五刑を改めて法定刑の根幹に据えたことが大きく関係していた。この問題はすでに別稿で論じたので、ここでは贅言しないが、新律では唐律の流三等をさらに徒五年ないしは徒四年に代替させ、徒一年から徒三年に至る徒五等と合わせた徒七等に揃えると、これをさらに杖刑に読み替えて執行する方式を取った¹³⁷⁾。死刑を除けば、杖刑がすべての執行刑となりうるこの改編は、従来の刑制に大幅な変改をもたらすものだっただけに、その調整作業に手間取ったのである。唐律と同じ12篇から成り、「その実は唐律なり」と評される「泰和律」は、笞・杖・徒・流・死の律的五刑を金代独自の律外の刑罰に読み替えて執行するしくみをこの間に確立したと言い換えてもよからう¹³⁸⁾。

こうして『宋刑統』30巻を換骨奪胎するかたちで成立した『泰和律義』30巻は、表向きは唐律の外皮をまといながら、その実質においては金代特有の要素を色濃く残していた。律の規定する法定刑と現実の執行刑との間にある懸隔はその最たる特徴であり、総計563条の法文のうち、唐律からの削除47条、制条からの増補149条、唐律を改訂した条項282条、唐律からの踏襲126条という数値は、若干辻褄が合わないことを考慮に入れても、唐律との間に相当な異同があったことを窺わせる¹³⁹⁾。むろん複合国家ならではの多様な住民構成を反映して、それぞれの風俗・習慣にあわせた規定を律文の中に組みこむことも忘れていなかった。ただし、その多くは婚姻・相続に関わる領域に集中し、兄弟の寡婦を娶るレヴィレート婚など漢人には

異質な要素が混在する一方で、漢人社会の変化を積極的に認めた例も少なくない¹⁴⁰⁾。劉祁が述べるように、「蕃漢人を分別し、且つ家政を変え」なかったことがどこまで失策と言えるのか、些か疑問が残る。

他方、条格の分類・整理から始まった「令」の編纂も、泰和元年十二月ようやくまとまり、『新定律令敕条格式』53巻として上呈された¹⁴¹⁾。それは「律令」20巻・「新定敕条」3巻・「六部格式」30巻から成り、「新定敕条」を除けば、いずれも非刑罰法規であった。「律令」とは、「泰和令」のことで、篇目構成とわずかな佚文を知りうるほかは、「六部格式」30巻と同じく、その実態はほとんど分らない¹⁴²⁾。大定二十一年(1181)に尚書省と六部に架閣庫が設置され、そこで一括管理される行政諸法を条格と総称していたところを見ると¹⁴³⁾、これら条格の総則的な部分を「泰和令」にまとめ、六部の各部門で必要とする各則規定を「六部格式」として集めたに相違ない。両者の間には、唐の「令」と「格式」のように根本的な差異はなく、多分に便宜的な分類にもとづく区別があったに過ぎない。『金史』刑志によれば、「泰和令」には発布年月を記した法規も附載されていたらしいが、この点でも「泰和令」は唐代や宋代のそれとは明確に一線を画していた。従来の令典には、単行法をそのままのかたちで収録するためしなどなかったからである¹⁴⁴⁾。恒久的な価値を持つ律に対し、時宜に応じた規定を別枠で附録した「新定敕条」(制敕・権貨・蕃部の三篇)と同じく、「泰和令」や「六部格式」には社会の現実に対応した実務との結びつきが強く感得される。金朝が減じて情勢が変わり、その官僚機構も意味を失ったとき、『新定律令敕条格式』と一括される諸法がいち早く散佚せざるを得なかったのは、こうした事情と深く関わっていたのである。

ここで最後に「泰和律」と単行立法との関係に若干触れておきたい。『金史』の本紀には、「某法」「某制」「某格」「某罪」を定むとあるほか、「制す」の書き出しで始まる単行立法の記事が数多く現われる。浅井虎夫氏が「此等の単行法は歴代頗る多し」¹⁴⁵⁾と指摘したとおり、その傾向は世宗の大定年間(1161-89)からとくに著しい。すでに幾度か見てきたように、法典形式にまとめられた制条(制書)に対し、金代の単行法令は「条理」と総称され、さらに特別立法をさす特旨(聖旨)がこれに加わる。大定の『重修制条』の編纂方針のなかで「権宜条理」(権宜条例)が他の単行法と区別されているのは、この法律が特旨の範疇で捉えられていたからである。「条理」は時に「条例」「条制」とも言われ、単に「例」としても現われる¹⁴⁶⁾。法文には発布年月を記すのがふつうで、たとえば『金史』選挙志に散見する「正隆二年格」「大定八年格」「承安元年格」などの法規もその例に漏れない。この「格」という語も、「皇統八年格」とある規定が他所では「皇統八年遷考之制」と記されるように、律令格式や敕令格式の格とは異なる用い方をされている¹⁴⁷⁾。官名を冠した「提刑司条制(条理)」、法令の内容を示す「常平倉条理」や「貢举程試条理格法」などでも同じことで¹⁴⁸⁾、すべては「条理」の語で括られる単行法にすぎず、それぞれの法的効力にも違いがあったわけではない。

「泰和律」の完成に至る一連の編纂事業は、従来の制条とこうした単行法の関係を根本から洗い直し、基本法とそれを追加・修正するしくみを確立する目的で始められた。『明昌律義』の編纂作業のさなかに講じられた次の措置は、この意味で注目に値する。

承安三年(1198)、尚書省に敕して、自今、特旨の事は、律令程式のごとき者にして始めて部に送るべし。自余の創行の事は、但だ部官を召し、省に赴きてこれを議らしむ。(『金史』卷45、刑志)

これは特旨条項を基本法の「律令」とすり合わせながら、「永格」(定法)に繰りこんでいく際の手続きを指示したもので、おそらく「六部格式」の編成を睨んで実施されたと判断される。そのうえ看過できないのは、これが前例となって、「泰和律」の頒行後も単行法を必要に応じて「永格」に変えていく制度ができていたらしいのである。

[貞祐]四年(1216)、参知政事に拝せらる。[李]革奏すらく、有司各おの情見を以て断例を引用し、牽合付会せば、実に倖門を啓く。乞うらくは、凡そ断例・敕条・特旨・奏断の永格と為さざる者は、引用するを許さず。皆な律を以て正と為せ、と。詔してこれに従う。(『金史』卷99、李革伝)

奏断が具体的には何をさすのか定かではないが、いちどは律の別枠に置かれた「敕条」からも、いまや基本法に取り入れられる事例が出てきた点は興味深い。「永格」が実際に「泰和律」の本文に書き加えられたのか否かはさておき、宣宗がモンゴルの圧力に抗しきれず、国都の中都を放棄してからちょうど二年目にあたるこの段階で、基本法と追加法の関係が明確に意識されていた事実は極めて重要である。宣宗の治世は、苛酷な刑罰がしきりに行われ、胥吏が権力を掌握するなど、金朝が士大夫の支持を失い、末期症状を呈していた時期と理解されがちである¹⁴⁹⁾。しかし、少なくとも法実務のあり方を見る限り、そこでは「泰和律」に託された原則を堅持しながら、法の体系的運用をめざす努力が不断に続けられていたのである¹⁵⁰⁾。金朝は明昌・泰和の法典編纂の成果を十分に発揮できないまま終焉を迎えたというのが正直なところではあるまいか。

おわりに - 刑統学の成立 -

遼金時代の法典編纂を通観するとき、大別して二つの特徴があったと分かる。ひとつは、唐律の継受が主として唐末に現われた「刑統」を通じて行われ、中国法の特徴を多く取り入れながら、「条制」や「制条」と呼ばれる法律書を発展させたのち、やはり「刑統」の系譜を引く『宋刑統』の疏義を参酌して編纂された「泰和律」において完結したことである。「泰和律」の纂修は、いわば「刑統」をめぐる北流と南流の合流点であり、複合国家の金朝はその終盤にきてようやく遼制と宋制を止揚して独自の基本法典を編み出したと言ってよい。いまひとつの特徴は、ともに唐律を法的根拠に据えながら、遼金両朝が五代政権や宋朝と最も異なるのは、「泰

和律」の成立以前には、律はあくまで典籍としての参照価値を持ち続けただけで、法典とはされなかったことである。

もちろん、この後者のみを強調していくと、「泰和律」は単なる復古主義の所産ということにもなりかねない¹⁵¹⁾。確かに、五代や宋代の人士にさえ決して理解しやすいとは言えない唐律に依拠して書かれた律文を、「繁重鄙俚」と評される「刑統疏義」によって注釈を施していく形式には、ある種の無理が生じてもおかしくはなかった。事実、「泰和律」の頒行と前後して「刑統」に関わるさまざまな注釈書が世に行われたのは、この法典の実用性を高めようとする実務上の要請に応えたものにほかならない。泰和年間(1201-1208)に李裕之が著した『刑統刪要』¹⁵²⁾はその嚆矢であり、王暉の祖父王宇のように、刑曹孔目官を務めるかたわら「刑統」などの法律書に註解を加え、「吏学の師」として称揚される人物がいた事実も知られている。「泰和律」の登場は、こうした「刑統の学」の成立を促し、「律学」「法令」「吏務」「吏業」に習熟した法律の専門家たちにも活躍の場を与えたのである¹⁵³⁾。彼らの役割は金朝の滅亡後も衰えることはなく、元の世祖の中統年間(1260-63)には、金末元初に法律部門で実績を積んだ鄭汝翼が『永徽法経』30巻を著し、『律義』に即して金律と唐律を対比してみせるなど、かつて「泰和律」が抱えていた問題点を積極的に検証していこうとする動きまで現われた¹⁵⁴⁾。『元典章』のなかで「泰和律」が「旧例」としてしばしば引用されている事例を見れば分かるとうり、「泰和律」はモンゴル政権にとっても当初重要な法源を提供していたからである。

「刑統の学」は至元八年(1271)に「泰和律」が失効した後も盛んに行われ、数多くの註解書が登場した。なかでも最も広く伝播したとされる『刑統賦解』は、唐律や『宋刑統』の内容とは直接関係なく、「泰和律」をもとに書かれている点で際だっていた¹⁵⁵⁾。元代には本来の「刑統」とは別に、「泰和律」に対する需要が依然として存在していたのである。「泰和律」に定める刑罰制度が元代の刑制に与えた影響を考えれば、その参照価値は容易に減ずるものではなかったからである。他方、「泰和律」の行用禁止は、「刑統の学」のあり方を「泰和律」に註解を施しその運用に資する役割から、原点にある「唐律」と「律疏」そのものを対象とする方向へと導いた。『故唐律疏義』という名の書物が元代に初めて刊行され、少なくとも三種類の版を重ねた事実は、唐律とその注釈書に対する需要の大きさを物語っている¹⁵⁶⁾。

元は最後まで律を制定せず、随時の単行立法と裁判例を重ねることで法務を行ったため、律の参照価値はさらに高まったと言われる。そうした法実務の需要に応えたのは上記のような民間の出版物であり、唐律のテキストやその註解・便覧、そして「泰和律」に関わる注釈書であった。英宗の至治三年(1323)、元朝が編纂させた法律書『大元通制』を構成する制詔・断例・条格・別類(令類)のうち、断例が「泰和律」と同じく律12篇に倣い、条格の篇目が「泰和令」のそれとほぼ一致するのは、この意味で見過ごせない¹⁵⁷⁾。「泰和律」の行用禁止によって、元代の法律家たちは相当数にのぼる現行法に加え、遼金時代と比べてさらに多様な材料を相手に

実務をこなして行かねばならなかったのである。のちに明の太祖朱元璋がこの流れを再び止揚し、新たな律を制定したとき、そこに登場したのはかつての「六部格式」を想起させる六部構成の刑法典であり、唐律を基本として発展してきた法典編纂の終焉であった。

註

- (51) 『遼史』巻 71, 后妃伝, 景宗睿智皇后。
- (52) 『遼史』巻 61, 刑法志上。太祖・太宗經理疆土, 擐甲之士, 歲無寧居, 威克厥愛, 理勢然也。子孫相繼, 其法互有輕重, 中間能審權宜, 終之以礼者, 惟景聖二宗為優耳。
- (53) 『遼史』巻 8, 景宗紀上。保寧八年二月壬寅に, 論史館学士, 書皇后言亦称朕暨予, 著為定式。とあるのは, この頃から皇后蕭氏の権力が盤石になった証である。
- (54) 『遼史』巻 10, 聖宗紀 1, 統和元年六月甲午。『長編』巻 23, 太平興国七年閏十二月。
- (55) 谷井俊仁氏によれば, 従来の体制はとくに財政面で破綻をきたしており, 承天太后の称政期に土地・戸籍の登録に関わる記事が集中するのは, 広大な農耕地域の領有にともなう社会経済的な矛盾を解消するためだったという(前掲「契丹仏教政治史論」151-156頁)。
- (56) 吳松弟『中国人口史』第3巻(復旦大学出版社, 2000年)163-197頁。
- (57) 欧陽修『欧陽文忠公文集』河北奉使奏草巻下, 論契丹侵地界状。当初对梁, 適遣使河西, 使与中国通好, 及議和垂就, 不能小忍以邀中国厚利, 乃与元昊争夾山小族, 遂至交兵。而累戰累敗, 亡人失馬, 国内瘡痍, 誅斂山前, 漢人怨怒。往時虜殺漢人者罰, 漢人殺虜者死。近聞反此二法, 欲悅漢人。漢人未能収其心, 而虜人亦已怒矣。契丹の漢人対策は, 对宋關係だけでなく, 西夏に対する備えとしても必須であったと分かる。
- (58) 『遼史』巻 61, 刑法志上。聖宗冲年嗣位, 睿智皇后(承天太后)称制, 留心聽断, 嘗勸帝宜寬法律。(中略)先是, 契丹及漢人相毆致死, 其法輕重不均, 至是, 一等科之。
- (59) 滋賀秀三「法典編纂の歴史」(『中国法制史論集—法典と刑罰—』創文社, 2003年)157頁。
- (60) 『遼史』巻 61, 刑法志上。〔応曆〕十六年, 論有司, 自先朝行幸頓次, 必高立標識, 以禁行者。比聞, 楚古輩, 故低置其標深草中, 利人誤入, 因之取財。自今有復然者, 以死論。穆宗朝に出されたこの法規なども人々の出自に関わりなく一律に適用されたと考えられるが, その対象はあくまで皇帝の行幸地にとどまる。
- (61) 高橋学而「遼南京(燕京)析津府の平面プランについて」(『古文化談叢』37, 1997年)。このなかで高橋氏は遼の城坊制について, 唐代以来の閉鎖的な都市区画が維持されていたものと想定するが, 五代宋の都市制度と同じくその実質はほとんど失われ, 単なる街区ブロックに変わっていたと考えるべきである。
- (62) 『遼史』巻 13, 聖宗紀 4, 統和十二年(992)七月庚午には, 詔契丹人犯十惡者, 依漢律。とあり, 「律」を「漢律」につくる。
- (63) 『遼史』巻 12, 聖宗紀 3, 統和六年二月丁未。奚王籌寧殺無罪人李浩, 所司議貴, 請貸其罪, 令出錢贖浩家。從之。同書巻 85, 奚和朔奴伝。字籌寧, 奚可汗之裔。(中略)〔統和〕四年, 宋曹彬・米信等來侵, 和朔奴与休哥破宋兵于燕南, 手詔褒美。軍還, 怙權擲無罪人李浩至死, 上以其功釈之。
- (64) 『遼史』巻 10, 聖宗紀 1, 統和元年十一月庚辰。ちなみに同書巻 23, 道宗紀 3, 咸雍十年夏四月辛未に, 以奚人達魯三世同居, 賜官旌之。とあるほか, 同書巻 26, 道宗紀 6, 寿隆六年十一月壬申にも, 以天德軍民田世榮三世同居, 詔官之, 令一子三班院祇候。とみえ, この条項が遼末まで実効性を保持していたと分かる。
- (65) 『新唐書』巻 195, 孝友伝。万敬儒, 盧州人。三世同居, 喪親廬墓, 刺血写浮屠書, 断手二指, 輒復生。州改居所, 曰成孝郷広孝聚。大中時, 表其家。
- (66) 八籠の実態は不明だが, おそらく八籠の枠内に収まらなかった特典を盛りこむために設けられたと考えられる。籍没法に関わる事柄は, 島田正郎『遼律之研究』58-60頁, 同『遼制』122-124頁, 同『遼代社会史研究』168-174頁, に詳しい。
- (67) 唐律の賊盜第34条には, 諸強盜, 不得財, 徒二年。一尺, 徒三年。二疋加一等。十疋及傷人者, 絞。殺人者, 斬。とある。
- (68) 若城久治郎「遼代における漢人と刑法に関する一考察」(『満蒙史論叢』1, 1938年)94-95頁
- (69) 吳曾『能改齋漫錄』巻 13, 記事, 契丹之法。司馬文正公言, 契丹之法, 有簡要可尚者。(中略)又民為盜者, 一犯文其腕為賊字, 再犯文其臂, 三犯文其肘, 四犯文其肩, 五犯則斬。不須案籍, 而罪不可掩。
- (70) 『長編』巻 362, 元豐八年十二月癸酉。詔, 犯盜, 刺環於耳後, 徒流以方, 杖以四, 三犯杖, 移於面,

- 径不得過五分。
- (71) 梅原郁編『訳注中国近世刑法志』下(創文社, 2003年)188-189頁, 343頁。
- (72) 江少虞『皇朝事宝類苑』卷77, 安辺備禦, 契丹。
- (73) 『遼史』卷61, 刑法志上。数遣使詣諸道, 審決冤滯。如邢抱朴之属, 所至, 人自以為無冤。同書卷80, 邢抱朴伝。初, 抱朴与弟抱質受經于母陳氏, 皆以儒術顯。
- (74) 『遼史』卷17, 聖宗紀8, 太平七年七月己亥朔。詔更定法令。葉隆礼『契丹国志』卷7, 聖宗天輔皇帝の太平十年(1030)にはこれと関連して, 詔, 漢兒公事, 皆須体問南朝法度行事, 不得造次举止。其欽重宋朝百余事, 皆此類也。と見える。
- (75) 「条制」は唐律の断獄16条の疏文に、「議曰, 犯罪之人, 皆有条例。断獄之法, 須憑正文」とあるように, 古くからある用語で, 現行の法規の意で解すべきであろう。また「制条」は金代に広く用いられるが, 「条制」とさほど厳密に区別する必要はないだろう。
- (76) 『遼史』卷62, 刑法志下。〔重熙〕五年, 新定条制成。詔有司凡朝日執之, 仍頒行諸道。蓋纂修太祖以來法令, 參以古制。其刑有死・流・杖及三等之徒而五, 凡五百四十七条。同書卷89, 耶律庶成伝。時入禁中, 參決疑議。偕林牙蕭韓家奴等, 撰実録及礼書。与枢密副使蕭德, 修定法令。上詔庶成曰, 方今法令輕重不倫。法令者, 為政所先, 人命所繫, 不可不慎。卿其審度輕重, 從宜修定。庶成參酌古今, 刊正訛謬, 成書以進。帝覽而善之。
- (77) 拙稿「金元時代の流刑」(梅原郁編『前近代中国の刑罰』京都大学人文学部研究所, 1996年)295-297頁。
- (78) 『遼史』卷61, 刑法志上。杖刑自五十至三百, 凡杖五十以上者, 以沙袋決之。(中略)有重罪者, 將決以沙袋, 先于胛骨之上及四周擊之。宋代の杖刑については, 川村康「宋代折杖法初考」(『早稲田法學』65-4, 1990年)がある。
- (79) 『遼史』卷19, 興宗紀2, 重熙十三年三月。是月, 置契丹警巡院。
- (80) 徐夢莘『三朝北盟会編』(以下『会編』と略称)政宣上帙20, 宣和七年正月二十日。宣和乙巳奉使行程録曰, (中略)第三十三程, 自黃龍府六十里, 至托撒字董寨。府為契丹東寨, 当契丹強盛時, 虜獲異国人, 則遷徙雜處于此, 南有渤海, 北有鉄離・吐渾, 東南有高麗・靺鞨, 東有女真・室韋, 東北有烏舍, 西北有契丹・回紇・党項, 西南有奚, 故此地雜諸国風俗, 凡聚会処諸国人語言不能相通曉, 則各為漢語以証, 方能辨之。
- (81) 太田辰夫「漢兒言語について—白話発達史に関する試論—」(『中国語史通考』自帝社, 1988年。初出は1954年)270-275頁。
- (82) 若城久治郎「遼代における漢人と刑法に関する一考察」100-104頁。韓光輝「北京歴史上的警巡院」(『中国古都研究』5・6分輯, 北京古籍出版社, 1993年)44-45頁。
- (83) 河上洋「遼五京の外交的機能」57頁, 68-69頁。
- (84) 『遼史』卷20, 興宗紀3, 重熙二十年九月。詔更定条制。
- (85) 『遼史』卷62, 刑法志下。同書卷21, 道宗紀1, 清寧二年春正月丙辰。詔州郡官及僚属決囚, 如諸部族例。
- (86) 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構—元典章成立の時代的・社会的背景—」(『宮崎市定全集』第11巻, 岩波書店, 1992年。初出は1954年)183-192頁。
- (87) 『遼史』卷21, 道宗紀1, 清寧二年六月丙子。詔強盜得実者, 聽諸路決之。また同書卷62, 刑法志下には, 下詔曰, 先時諸路死刑, 皆待決于朝, 故獄訟留滯。自今凡強盜得実者, 聽即決之。とある。
- (88) 『遼史』卷21, 道宗紀1, 清寧四年二月丙午。詔夷離畢, 諸路鞠死罪, 獄雖具, 仍令別州累覆按, 無冤, 然後決之, 称冤者, 即具奏。
- (89) 聖宗朝は部族制にとっても大きな転機であり, その内部にまで遼朝の支配が及び, 本格的な編成が急ピッチで進められた。島田正郎「遼代における奚」(『遼朝史』), 高井康典行「遼朝の部族制度と奚六部の改組」(『史観』137, 1997年)を参照。
- (90) 『遼史』卷22, 道宗紀2, 咸雍二年秋七月癸丑朔。以西北路招討使蕭朮者為北府宰相, 左夷離畢蕭惟信南院枢密使, 同知南院枢密事耶律白(耶律良)惕隱。同書卷96, 耶律良伝。咸雍初, 同知南院枢密使事, 為惕隱, 出知中京留守事。未幾, 卒。
- (91) 『遼史』卷96, 蕭德伝には, 詔与林牙耶律庶成修律令。とみえ, 『重熙条制』を「律令」と言い換えている。島田正郎氏も「唐法を継受した条項を正文とし, (中略)契丹法に由来する条項を附属条項として, 別に附載するという体がとられたらしい」と指摘する(『契丹国—遊牧の民キタイの王朝—』東方書店, 1993年, 73-74頁)。
- (92) この部分は, すべて『遼史』卷62, 刑法志下の記述にもとづく。
- (93) 滋賀秀三「法典編纂の歴史」163頁。
- (94) 『遼史』卷25, 道宗紀5, 大安五年冬十月乙巳。以新定法令太煩, 復行旧法。
- (95) 『長編』卷431, 元祐四年八月癸丑。刑部侍郎趙君錫・翰林学士蘇轍為賀遼国生辰使, 閤門通事舍人高遵固・朱伯材副之。
- (96) 蘇轍『欒城集』卷42, 翰林学士論時事八首, 論北朝政事大略。
- (97) この点では, 聖宗の末年からもてはやされた「吏才」という言葉の裏にも, 法律に精通した実務官僚に対する屈折した感情がこめられているように思われる。『遼史』卷61, 刑法志上。及蕭合卓・

- 蕭朴相繼爲樞密使，專尚吏才，始自聽訟。時人輒相效習，以狡智相高，風俗自此衰矣。同書卷 80，蕭朴伝。明年（太平四年），拜北府宰相，遷北院樞密使。時太平日久，帝留心翰墨，始畫譜牒，以別嫡庶，由是，争訟紛起。朴有吏才，能知人主意，敷奏称旨，朝議多取決之。
- (98) 梅原郁編『訳注中国近世刑法志』上（創文社，2002年）285-288頁。武田和哉「契丹国（遼朝）道宗朝の政治史に関する一考察－慶陵出土の皇后哀冊の再検討－」（『立命館大学考古学論集』3，2003年）。
- (99) 蘇轍『欒城集』卷42，翰林学士論時事書八首，論北朝政事大略。
- (100) 藤枝晃『征服王朝』（秋田屋，1948年）55-118頁，飯山知保「楊業から元好問へ－十世紀～十三世紀晋北における科挙の浸透とその歴史的意義について－」（『東方学』111，2006年）。
- (101) 『金史』卷19，世紀補，顯宗。〔大定〕十年八月，帝在承華殿經筵，太子太保寿王爽啓曰，殿下頗未熟本朝語，何不屏去左右漢官，皆用女直人。帝曰，論德・贊善及侍從官，曷敢輒去。爽乃揖而退。
- (102) 飯山知保「金初華北における科挙と士人層－天眷二年以前を対象として－」（『中国－社会と文化－』19，2004年）141-143頁。
- (103) 『会編』炎興下帙144，紹興三十一年十一月二十八日所引の『金虜凶経』。
- (104) 『会編』政宣上帙3，重和二年正月十一日。法令嚴，殺人・取民錢重者死。其他罪無輕重，悉決柳条答背，不杖於臀，恐妨騎馬。罪重者，鞭以沙袋。守一州，則一州之官許專決，守一県，則一県之官許專決。
- (105) 『遼史』卷62，刑法志下。時校定官即重熙旧制，更窃盜賊二十五貫処死一条，增至五十貫処死。
- (106) 『金史』卷45，刑志。金国旧俗，輕罪答以柳撻。殺人及盜劫者，擊其腦殺之，没其家貲，以十之四入官，其六償主，併以家人爲奴婢。其親屬欲以馬牛雜物贖者從之。或重罪亦聽自贖。
- (107) 『会編』炎興下帙81，紹興七年十一月十八日所引の楊堯弼『偽豫伝』。
- (108) 『金史』卷105，范拱伝。〔劉〕豫以什一稅民，名爲古法，其實哀斂，而刑法嚴急，吏彘縁爲暴。民久罹兵革，益窮困，陷罪者衆，境内苦之。（中略）〔范〕拱令刑部条上諸路以稅抵罪者凡千余人，豫見其多，乃更爲五等稅法，民猶以爲重也。什一稅法については，外山軍治「劉豫の齊国を中心としてみた金宋交渉」（『金朝史研究』同朋舎，1964年）302-303頁，にも記述がある。
- (109) 『金史』卷3，熙宗紀。天会十四年八月癸亥，詔，齊国与本朝軍民訴訟相關者，文移署年，止用天会。同書卷77，劉豫伝にも同じ記事があり，齊国における金朝の法的優越性を端的に示している。
- (110) 『会編』炎興下帙82，紹興七年九月十八日。
- (111) 洪皓『松漠記聞』卷上には，金国新制，大抵依倣中朝法律，至皇統三年，頒行其法。有創立者，率皆自便。とあり，その完成・頒行が皇統三年であったと分かる。
- (112) 『会編』炎興下帙144所引『金虜凶経』。亶立，執政大臣多中州漢兒人，始加損益，首除此沙袋之制。『金史』卷45，刑志。天会以来，漸從史議，皇統頒制，兼用古律。この時期の燕京出身者の動向については，三上次男「金朝初期の三省制度」（『金史研究二』中央公論美術出版，1970年）318-327頁，外山軍治「山西を中心とした金将宗翰の活躍」（『金朝史研究』）を参照。
- (113) 『金史』卷45，刑志。至皇統間，詔諸臣，以本朝旧制，兼採隋唐之制，參遼宋之法，類以成書，名曰皇統制。頒行中外。
- (114) 『会編』炎興下帙144所引『金虜凶経』。刑法大率与旧制不相遠。惟僧尼犯姦者死，〔及〕強盜不論得財不得〔財〕，并処死，強姦者死，与古法異矣。李心伝『建炎以来繫年要録』卷150，紹興十三年にもほぼ同文を載せ，「皇統新制」を「皇統新律」に作る。単なる誤記というより，宋側の受けとめ方を示した表現と見るべきであろう。
- (115) 滋賀「法典編纂の歴史」162-163頁。
- (116) 『会編』炎興下帙144所引『金虜凶経』。斬刑者，与上古之制一也。処死者免決重杖，止令絞也。流者，所犯之人無流罪。（中略）徒五，非謂脊杖代徒，実拘役也。徒止五年，以上死罪也。徒五年則決杖二百，四年決則杖一百八十，三年則杖一百六十，二年則杖一百四十，一年則杖一百二十。杖無大杖，止以荆杖決臀，実數也。宋の主刑については，川村康「宋代主刑考」（『法と政治』48-1，1997年）を参照。
- (117) 『遼史』卷61，刑法志上。徒刑，一曰終身，二曰五年，三曰一年半。終身者決五百，其次遞減百。
- (118) 『金史』卷89，梁肅伝。今取遼季之法，徒一年者杖一百，是一罪二刑也。
- (119) 『金史』卷45，刑志。〔大定〕十五年，詔有司曰，朕惟人命至重，而在制，窃盜賊五十貫者処死。自今可令至八十貫者処死。これは遼の咸雍六年の法文をもとに書かれた天会七年の窃盜法が，さらに『皇統制条』にも収められた明証となる。
- (120) 『金史』卷45，刑志。及世宗即位，以正隆之乱，盜賊公行，兵甲未息，一時制旨多從時宜，遂集爲軍前權宜条理。（中略）〔大定〕五年，命有司，復加刪定条理，与前制書兼用。大定五年（1165）は，南宋との和議も成立し，正隆の南征にともなう混乱がようやく收拾された時期にあたる。
- (121) 『金史』卷89，移刺慥伝。海陵虐法，率意更改，或同罪異罰，或輕重不倫，或共条重出，或虛文贅意，吏不知適從，彘縁無法。すべてを海陵王の責任に転嫁しているが，この描写は当時の法実務の混乱を的確に言い当てている。
- (122) 『金史』卷45，刑志。〔大定〕九年，因御史台奏獄事，上曰，近聞法官或各執所見，或觀望宰執之意。

- 自今制無正条者、皆以律文為準。
- (123) 海陵王が法運用にむしろ慎重を期したことは、次の記事からも窺われる。『金史』卷90、阿勒根彦忠伝。貞元二年、進本部(吏礼部)侍郎。海陵庶人凡有所疑、常使彦忠裁決、彦忠挾法以対。間有不合、則召讓之。彦忠執奏如前、終無阿屈、同列咸為懼、彦忠固執不變、海陵莊之。
- (124) 前注(121)の続き。愷取皇統旧制及海陵統降、通類校定、通其窒礙、略其繁碎。有例該而条不載者、用例補之。特闕者用律增之。凡制律不該及疑不能參決者、取旨画定。凡特旨处分及權宜条例内有可常行者、収為永格。其余未可削去者、別為一部。大凡一千一百九十条、為十二卷。
- (125) 『金史』卷45、刑志には、軍前權宜条理内有可以常行者、亦為定法。余未応者、亦別為一部存之。とあり、「權宜条例」は「權宜条理」と同じと分かる。同書卷87、僕散忠義伝に、大定初、事多權制、詔有司刪定。とみえる「權制」もやはり「權宜条理」の意味で用いられている。
- (126) 『金史』卷8、世宗紀下、大定二十二年三月癸巳。詔頒重修制条。徒杖減半法については、宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」151-154頁、に詳しい。
- (127) 『金史』卷45、刑志。〔上〕又曰、朕所行制条、皆臣下所奏行者、天下事多、人力有限、豈能一一尽之。必因一事奏聞、方知有所窒礙、隨即更定。今有聖旨・条理、復有制条、是使姦吏得以輕重也。
- (128) 以下の記述は、とくに断らない限り、『金史』刑志にもとづく。
- (129) 『金史』卷107、張行信伝。至是、宰臣奏、自今違奏条之所指揮及諸条格、当坐違制旨者、其徒年・杖数論贖可也。これによって、元代の用語法を持ち出すまでもなく、金代の条格が非刑罰法規であったと分かる。なお制旨とは聖旨のことで、ここでの罰則規定は唐律の職制第22条に定める違制律を前提にしている。
- (130) 『金史』卷45、刑志。明昌三年七月、右司郎中孫鐸先以詳定所校名例篇進、既而諸篇皆成、復命中都路転運使王寂・大理卿董師中等重校之。(中略)明昌五年、尚書省奏、在制、名例内徒年之律、無決杖之文便不用杖。
- (131) Herbert Franke, "The Legal System of the Chin dynasty" (『劉子健博士頌寿記念宋史研究論集』同朋舎、1989年)392頁、愛宕松男「遼金宋三史の編纂と北族王朝の立場」(『愛宕松男東洋史論集』4、三一書房、1988年。初出は1955年)362-366頁など。
- (132) 滋賀「法典編纂の歴史」162頁、193頁・注(17)、梅原郁編『訳注中国近世刑法志』上、320頁・注(3)
- (133) 『金史』卷8、世宗紀下、大定二十八年十一月戊申。上謂宰臣曰、制条以拘於旧律、間有難解之辞。夫法律歷代損益而為之。彼智慮不及、而乖違本意者、若行刪正、令衆易曉、有何不可。宜修之、務令明白。
- (134) 梅原郁「唐宋時代の法典編纂—律令格式と敕令格式—」127-133頁。
- (135) 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」150頁。『泰和律義』の廃止後、敕条の參用を提唱した王惲の発言は、この意味でも注目される。『秋澗先生大全文集』卷90、便民三十五事。定法制。自古罔治之君、必立一定之法。(中略)合無將奉敕刪定到律令、頒為至元新法、使天下更始、永為成憲、豈不盛哉。若中間或有不通行者、取国朝扎撒、近如金制別定敕条、如近年以来審断一切姦盜、省部略有条格者、州県擬行、特為安便。
- (136) 『金史』卷11、章宗紀3、承安五年四月丙午。尚書省進律義。
- (137) 拙稿「金元時代の流刑」287-292頁。
- (138) 『金史』卷97、閻公貞伝には、新律が『明昌律義』と命名されてから編纂者に加えられた彼について、被命校定律令、多所是正。金人以為法家之祖云。と称えており、明昌五年に再出発した法典編纂がそれまでの校定作業とは明確な一線を画すものであったことを窺わせる。
- (139) 仁井田「金代刑法考」は、泰和律の佚文を網羅的に集めて検討を加えた論考であり、その内容を知ろううえで最も参考になる。
- (140) 滋賀「法典編纂の歴史」196頁・注(27)、Herbert Franke, "Jurchen Customary Law and the Chinese Law of the Chin dynasty", *In State and Law in East Asia*, ed. Dieter Eikemeier and Herbert Franke, Wiesbaden: Otto Harrassowitz, 1981, pp. 226-232.
- (141) 『金史』卷11、章宗紀3、泰和元年十二月丁酉。司空襄等進新定律令敕条格式五十二卷。辛丑。詔頒行之。『刑志』の記述から推して、「五十二卷」は「五十三卷」の誤りである。
- (142) 泰和令の佚文については、仁井田「金代刑法考」459-463頁を参照。『金史』百官志の注記には、「泰和令」となるので「総格」という語が散見するが、「六部格式」との関係は分からない。
- (143) 『金史』卷55、百官1、戸部。主事五員、従七品。女直司二員、通掌戸度金倉等事、漢人司三員、同員外部分掌曹事。(中略)兼提控編附条格・管勾架閣等事。架閣庫については、三上次男「金代における尚書省制度とその政治的意義」(『金史研究二』)361-363頁を参照。
- (144) 仁井田陸・牧野巽「故唐律疏義製作年代考(下)」(『東方学報』東京2、1932年)98頁の注(40)には、その発布年月を記載したまま法規を採録することは、「唐代の律令格式、宋代の勅令格式等、支那歴代の基本法典には全くない所で、それは唐末宋初の編勅、及び宋代元豊以後の隨勅申明・刑統申明の如き、根本法典に対して副貳次的補改的機能しかない法規集のみの有する特徴である」と述べている。

遼金時代の法典編纂(下)

- (145) 浅井虎夫『支那に於ける法典編纂の沿革』(汲古書院, 1977年。初版は1911年) 290頁。
- (146) 前注(127)の記事, および『金史』卷9, 章宗紀1, 明昌三年三月癸巳。上曰, (中略)如〔陳〕毅言及隨處有司不能奉行条制, 為人傭雇尚須出力, 況食國家祿而乃如是, 得無虧臣子之行乎。其令檢會前後所降条理舉行之。などを参照。
- (147) 『金史』卷53, 選舉3, 右職吏員雜選に記す省令史・訳史および御史台令史・訳史の項。
- (148) 井黒忍「金代提刑司考」8-9頁。『金史』卷50, 食貨5, 和糴, 明昌四年七月。同書卷51, 選舉1, 進士諸科, 貞元元年。
- (149) 『歸潜志』卷7。宣宗喜刑法, 政尚威嚴。故南渡之在位者, 多苛刻。徒單右丞思忠好用麻椎擊人, 号麻椎相公。(中略)後雷希顔為御史, 至蔡州, 縛姦豪, 杖殺五百人, 又号雷半千。又有完顔麻斤出・蒲察咬住, 皆以酷聞。而蒲察合住・王阿里・李渙之徒, 胥吏中尤狡刻者也。
- (150) 『金史』卷17, 哀宗紀上, 元光二年十二月壬辰。詔大赦, 略曰, (中略)國家已有定制, 有司往往以情破法, 使人罔遭刑憲, 今後有本条而不遵者, 以故入人罪罪之。この詔敕は, 金朝の最晩期ですら「泰和律」の權威を前提にして法秩序を維持しようとする姿勢が健在であったことを示している。
- (151) 滋賀氏は「泰和律」を評して, 「律令古典期への憧れにも似た復古的・理想主義的衝動を軸として動き, (中略)当時現在の世情に対応する上での現実的な詰めは不十分なままの産」とする(「法典編纂の歴史」169頁)。
- (152) 『四庫全書総目提要』卷101, 子部, 法家類存目, 刑統賦二卷。
- (153) 植松正「元初の法制に関する一考察—とくに金制との関連について—」(『東洋史研究』40-1, 1981年) 57-62頁。
- (154) 『四庫全書総目提要』卷84, 史部, 政書類存目, 永徽法經三十卷。其書則列唐律於前, 而附金律於後。或有或無, 或増或減, 俱詳為之註, 頗為精密。
- (155) 仁井田陞・牧野巽「故唐律疏義製作年代考(下)」61-86頁。
- (156) 滋賀秀三「唐の律疏と現存の唐律疏義」(『中国法制史論集—法典と刑罰—』創文社, 2003年) 487頁・注(6), および同「法典編纂の歴史」181-182頁。
- (157) 内藤乾吉「大明令解説」(『中国法制史考證』有斐閣, 1963年) 105-109頁, 仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会, 1983年。初出は1933年) 55-58頁。